報告第１８号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

専　決　処　分　書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和８年４月１０日午後６時ごろ、渋川市金井９３７番３５地先市道原鳥頭平線において、[redacted]氏運転の普通乗用車（[redacted]）が西に向かって走行し、市道１－５６２６号線へ左折した際、右前輪により横断側溝のグレーチングが跳ね上がったことにより、マフラーが損傷し、同氏及び同乗していた[redacted]氏が負傷したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月８日

渋川市長　星　名　建　市

１　和解の内容

当事者　甲　渋川市長　星　名　建　市

乙　[redacted]

丙　[redacted]

（１）　甲は乙に対し、人的損害金３１，８１０円、物的損害金５７７，５６０円、総額６０９，３７０円を支払う。

（２）　甲は丙に対し、人的損害金２０６，１６０円を支払う。

（３）　甲、乙及び丙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

２　損害賠償額

８１５，５３０円